

岩手県広報誌「いわてグラフ」広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県広告取扱要綱（以下「広告要綱」という。）第12条第3項の規定に基づき、岩手県（以下「県」という。）が発行する岩手県広報誌「いわてグラフ」（以下「県広報誌」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された印刷物又は電磁的記録で、県広報誌への広告掲載の選定を受けた者（以下「広告主」という。）が作成したものをいう。

(広告媒体の名称及び内容)

第3条 広告要綱第4条第1項第1号に規定する広告媒体の名称については、「岩手県広報誌「いわてグラフ」掲載広告」とし、内容については、年4回発行する県広報誌のうち、県が指定した場所に掲載する広告とする。

(広告の規格及び数量等)

第4条 広告要綱第4条第1項第2号に規定する広告の規格及び数量並びに広告掲載の期間については、別表のとおりとする。

(広告掲載に関する基準)

第5条 広告要綱第4条第1項第3号に規定する広告掲載に関する基準については、岩手県広告取扱基準（以下「広告基準」という。）第4各号のほか、次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載できないものとする。

- (1) 閲覧者に誤解や不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (4) 懸賞広告及びクーポン付き広告
- (5) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

(広告掲載の募集)

第6条 広告は、原則として県ホームページにより公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、原則として年度当初に行うほか、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うものとする。

(広告掲載の申込みの時期及び方法)

第7条 広告要綱第4条第1項第4号に規定する広告掲載の申込みの時期及び方法については、「岩手県広報誌「いわてグラフ」広告掲載申込書」（別記様式第1号）により、県が指定する日までに、県に広告の掲載を申し込むものとする。

- 2 広告主は、一度に複数の号を指定して広告掲載を申し込むことができるものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告要綱第4条第1項第5号に規定する広告掲載料の基準となる額は、1枠当たり220,000円とする。

2 広告主は、前項の規定で定められた広告掲載料を、原則として県が指定する日までに、県が発行する納入通知書により一括納付するものとする。

(広告掲載事業者の選定)

第9条 県は、第7条の規定による申込みがあった場合は、第5条及び広告基準第5に定める要件の審査を行うものとする。第4条に定める枠数を超過して申込みがあった場合においては、次の各号の選定順位により、掲出者を選定するものとする。

(1) 県内に事業所等を有する者

(2) その他の者

2 県は、前項の規定により申込者の順位の優劣を決定することができないときは、抽選により決定するものとする。

3 県は、前2項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、「岩手県広報誌「いわてグラフ」広告掲載（不掲載）通知書（別記様式第2号）」により、当該申込者に通知するものとする。

(契約書の作成)

第10条 県は、前条第1項の規定により広告掲載の決定をしたときは、契約書を作成し、広告主と取り交わすものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、第5条の規定に従って広告原稿を作成し、県が指定する日までに、県が指定する方法により提出するものとする。

2 広告原稿の作成及び提出に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 県は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第5条に定める要件に反する場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載の方法)

第12条 県は、前条の規定により広告主から提出された広告原稿を、申込みのあった県広報誌の号に掲載するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、県が別に定める日までは、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。ただし、広告要綱第9条の規定により、既に納付した広告掲載料は還付しない。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により県に申し出なければならない。

(広告の変更)

第14条 広告主は、広告掲載が県広報誌の複数号にわたる場合、当該広告の内容を原則と

して号単位で変更することができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、県にあらかじめ協議するものとする。
- 3 前項の規定による広告の変更については、第 11 条の規定を準用するものとする。

(広告主の責務)

第 15 条 広告主は、広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第 16 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 17 条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、岩手県盛岡市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 3 月 22 日から施行する。
- 2 岩手県広報誌「いわてグラフ」広告掲載事業実施要領は廃止する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 22 日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	規格等
広告の大きさ	横長の場合 1 枠当たり 左右 185mm×天地 50mm
	縦長の場合 1 枠当たり 左右 88mm×天地 108mm
広告の色	フルカラー
広告の数量	1 号あたり 2 枠（年度あたり 8 枠）

- 1 いずれの枠に広告を掲載するかについては、各号発行の都度、県の職員による抽選をもって決定する。
- 2 1号あたりの応募枠数が掲載枠数に満たない場合等にあつては、不足枠数に限り、当該年度の他の号の掲載枠数を増設することができる。

(別記様式第1号)

岩手県広報誌「いわてグラフ」広告掲載申込書

年 月 日

岩手県知事 様

申込者 (住所)

(氏名)

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください)

岩手県広報誌「いわてグラフ」に広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

なお、申込みにあつては、岩手県広告取扱基準第4条及び第5条の各号のいずれにも該当していないこと、県税の滞納がないこと並びに消費税及び地方消費税に係る未納がないこと、岩手県広告取扱要綱及び岩手県広告取扱基準並びに岩手県広報誌「いわてグラフ」広告掲載要領を遵守することを誓約します。

記

1 広告の内容

- (1) 掲載を希望する号：
 - (2) 枠数：
 - (3) 広告の内容：
- ※ 広告の内容案を記入又は添付してください。

2 連絡先

- (1) 所属：
 - (2) 役職名：
 - (3) 担当者氏名：
 - (4) 電話：
 - (5) FAX：
 - (6) E-mail：
- ※ 申込者の業種、事業内容等会社概要が分かるもの（会社パンフレット等）を添付してください。

(別記様式第2号)

岩手県広報誌「いわてグラフ」広告掲載（不掲載）通知書

年 月 日

様

岩手県知事

年 月 日付けで申込みのありました岩手県広報誌「いわてグラフ」への広告掲載については、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

1 広告掲載の可否

(1) 決定事項

(2) 決定理由

2 掲載枠数

枠

3 掲載場所

岩手県広報誌いわてグラフ 年 月号 頁 段

4 掲載料

円 (円× 枠× 号)